

令和5年7月28日（金）13時～

交通政策審議会 海事分科会 第162回船員部会

【岩下船員政策課推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第162回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、ウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員がいらっしゃいますので、ウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。

カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFとさせていただきますようお願いいたします。ご発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、リモートで傍聴されている皆様におかれましては、円滑な会議運営のため、映像、音声拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いいたします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先までご連絡ください。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただいております。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は16ページ物で、各ページの右下の通し番号を振っております。ご確認をお願いいたします。

議事に入ります前に、臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。6月をもって友田臨時委員が退任され、7月から新たに使用者委員といたしまして就任さ

れました土屋臨時委員でございます。

土屋委員、お手元のトークボタンを押していただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

【土屋臨時委員】 ただいまご紹介をいただきました、友田の後任としまして日本船主協会の副会長に着任いたしました土屋でございます。どうかよろしく願いいたします。

【岩下船員政策課推進官】 ありがとうございます。

また、事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

佐藤船員政策課長です。

【佐藤船員政策課長】 初めまして。船員政策課長の佐藤でございます。私は海事局3回目になりまして、あと、海洋政策本部事務局におりましたので、それも入れますと海関係の局は4回目ということになります。どうぞよろしく願いします。

【岩下船員政策課推進官】 なお、7月に着任いたしました西海大臣官房審議官ですが、所用のため、遅れての参加予定となっております。

以上となります。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速、議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、議題1の審議事項でございます。船員に関する特定最低賃金の改正について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課労働環境対策室長の前里でございます。特定最低賃金の改正につきましてご説明いたします。資料1をご覧ください。ページは4ページからになります。

令和5年7月24日付で、国土交通大臣より交通政策審議会会長宛てに、諮問第436号、船員に関する特定最低賃金の改正についてということで、最低賃金法第35条第7項の規定に基づきまして諮問させていただきました。

次に、資料1-2、5ページをご覧ください。諮問についての概要でございます。

まず、最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するもので

ございます。また、船員に関しましては国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定することとなっております。

資料の真ん中にごございます現在の設定業種でございます。内航鋼船につきましては昭和43年度から、旅客につきましては昭和48年度から、漁船員につきましては昭和56年度から、それぞれ設定されております。また、令和4年度からは従前の漁業（遠洋まぐろ）最低賃金を、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金に改正いたしまして、遠洋かつお、そして近海かつお・まぐろを含む業種へと拡大した上で設定されているところでございます。

今般諮問させていただきました業種は、船員の生計費、類似の船員の賃金、そして通常の事業の賃金支払い能力を考慮いたしまして、全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の3業種でございます。

資料6ページでございます。こちらは現在、中央で設定されております4業種の最低賃金額や公示日などを一覧にまとめたものでございます。

7ページ以降につきましては、現在の内航鋼船運航業、海上旅客運送業、漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金、これらの決定公示文を添付しておりますので、ご覧いただければと存じます。

最後に、漁業（大型いか釣り）最低賃金につきましては、適用を受ける対象漁船は組織船のみで、最低賃金額を大幅に上回る賃金額が支払われていることから、今年度は諮問を見送ることいたしました。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

本日はウェブ会議システムとの併用会議でございますので、発言は私の指名の上で行っていただきます。リモートで参加の委員におかれましては、発言を希望される場合はカメラ、マイクをONにして、「部会長」とご発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。また、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、私より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押し、ご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度ボタンを押して、マイクをOFFとしていただきますようお願いいたします。

それでは、本件につきまして、何かご発言等ございますでしょうか。

大山委員。

【大山臨時委員】 ありがとうございます。海員組合の大山です。

今回の船員に関する最低賃金の改正に関する諮問については、もちろん賛成です。そこで、今ご説明にもあった中の設定業種について、一つお願いというか意見がございませう。

今回は、大型いか釣りについては組織船だということで、実態が最低賃金を大幅に上回っているというお話だったんですけども、この説明の中で、令和4年度からかつお・まぐろは遠洋と近海が一緒になったということで、実質的には適用される業種が拡大されたというようなことで、これは非常にいいことですが、一方でいか釣りについては、大型と中型と今まだ分かれているというような状況で、大型いか釣りについては今はもう実質1隻しかいないような状況、中型いか釣りについては就業区域がもう広域就航というような実態があり、船型も大きくなっているような中で、今回に始まった話ではなくて、以前からこの話は海員組合の委員から発言していると思うんですが、やはりいか釣りについても大型、中型を統合して、一つ、全てのいか釣り漁船に最低賃金を統合していくような形で議論が進められていたというふうに理解しておりますし、その後の進捗がどうなっているのか、見通しも含めて今後のそういった進め方をぜひお願いしたいということと、最終的には、今指定されていない漁船もありますので、船員法適用の全ての漁船員が最低賃金の適用となるような取組をぜひとも進めていただきたいということで、中型いか釣り、大型との統合についてどういった状況なのかも含めて今の状況を教えていただければと思います。

以上です。

【野川部会長】 事務局、お願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。今、ご意見、ご要望をいただきました漁船の最低賃金が設定されていない業種の適用拡大につきましては、以前から問題提起があったということは承知してございます。現在、最低賃金を設定していない漁船の最低賃金額の設定につきましては、事務局においても検討中でございます。

また、今お話がありました中型いか釣りにつきましても、今の大型いか釣りとの関係も含めて検討してまいりたいとは考えてございます。検討に当たりましては、関係者の皆様にもご協力、またご理解等をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【野川部会長】 大山委員。

【大山臨時委員】 大山です。ありがとうございます。

今回3業種の改定諮問ということで、こちらについてはぜひよろしく申し上げますということと、今お話しいただいたように、今後の適用拡大について、ぜひとも前向きに、できるだけ早くということをお願いをしたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 どうぞ、事務局。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。ご意見承りました。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。漁業の最低賃金につきましては、以前から私も懸念を覚えているところでございまして、最低賃金法という法律は、海陸どの業種を問わず満遍なく適用される法律でございまして、漁業に携わる船員につきましても、船員法が適用になる船員については特定最低賃金の形で最低賃金法が適用されております。正確に言うと、最低賃金法は全ての船員に適用されておりますが、その中で、具体的な最低賃金額がない、そういう船員がいるということが問題でございまして、以前から私も、漁業は船種ごとに大変多くのバリエーションがございまして、手続上、あるいは技術上の問題等があり、必ずしもたやすく決めることはできないかと存じますが、それでも法の適用があるのに最低賃金がないという事態は、原則としてはあってはならないことですので、今後、速やかに船員法適用になる全ての船員について満遍なく最低賃金が決まるように努力をしていきたいと私も思いますので、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと存じます。

この最低賃金につきまして、ほかによろしいでしょうか。

では、特になければ、全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正に関する審議については、船員部会運営規則第12条第1項の規定におきまして、船員部会に最低賃金法第37条第2項の規定に基づき、最低賃金の決定または改正の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置くこととされておりますので、3業種について、それぞれ最低賃金専門部会を設置して審議を行うこととしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 ありがとうございます。

なお、専門部会のメンバーにつきましては、船員部会運営規則第12条第5項の規定により、船員部会長が指名することとなっております。これら専門部会の具体的な人選につきましては、事務局と相談しながら進めていきたいと思いますが、部会長にご一任いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題2の審議事項である船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがございますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方は、会場及びウェブ会議からのご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員が退出しないと議事が始められないため、スムーズな退出にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日、意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

これで、本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかにごございますでしょうか。

遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤臨時委員】 海員組合の遠藤です。

前回、船員部会で、この船員派遣事業のフォローアップ会議についての発言をさせていただきましたけれども、可及的速やかなフォローアップ会議の開催をお願いしますということで、その進捗についてお伺いしたい。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【富田雇用対策室長】 派遣事業フォローアップ会議の開催につきまして、先月、ご質問があり、監査を行いましたけど、取りまとめができていないという状況であるということをご報告させていただきました。

現在の状況でございますけれども、他の業務等が立て込んでいることもありまして、まだ監査結果の取りまとめには至っていないという状況でございます。早急に取りまとめに向けて努めてまいりたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 昨年、令和4年の話をしますと、令和3年1月から12月に実施された船員派遣業の部分について、事業監査などの報告について、船員派遣事業のフォローアップ会議が令和4年1月21日に開催しているわけなので、確かに業務が立て込んでいくというのはわかりますけれども、そこから計算しますと1年6か月たっているという状況がございますので、これはやはりすぐにでもフォローアップ会議を実施していただきたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ご要望を伺いました。事務局、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

【富田雇用対策室長】 早急に取りまとめて、開催日程につきましてはまた座長と相談の上、日程調整等進めてまいりたいと思っています。

以上です。

【野川部会長】 よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

事務局、お願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 労働環境対策室長の前里でございます。1点ご報告がございます。

冒頭に委員の交代についてご紹介させていただきましたが、船員部会臨時委員でございました友田委員におかれましては、交代により、先月の部会をもちまして退任されました。先月の部会にご欠席であったためにご挨拶をいただく機会がなかったことは残念ではございますが、ご紹介させていただく次第でございます。

友田委員におかれましては、令和3年7月の船員部会以降、2年間にわたりまして使用者委員としてご尽力を賜りました。友田委員のご尽力に対しまして、深く感謝の意を表したいと存じます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ご本人はおられませんけれども、長い間ご苦労さまでしたという感謝の意をここで表したいと存じます。

ほかに何かございますでしょうか。

遠藤委員、どうぞ。

【遠藤臨時委員】 もう一点確認したいことがありますので、よろしく申し上げます。

D X化の方向性につきましては、前回の部会で確認がなされておりますけれども、現在、船員保険の加入状況については、雇入・雇止届、その他のところで確認が必要なわけですが、現在、健康保険証の廃止、2024年の秋にはマイナンバーカードに機能統合するという計画があるわけがございますので、船員保険の加入の有無が必要なんですけれども、やはり今後の船員保険証の扱いについては、国土交通省をはじめ厚生労働省と協会健保の船員保険の間で連携して、調整しながら改良いただきたいと思うところが1点と、既存の船員手帳の機能と同様に、データ化された船員証になるというところの理解でいいかどうかを確認したかったんですけども、よろしく申し上げます。

【野川部会長】 事務局、お願いできますか。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員政策課の木坂と申します。今、ご質問いただきました事項についてお答えさせていただきます。

船員保険のほうのお話の部分については、私たちのほうにもそのようなご要望等があったという話は伺っているといったところがございます。ご要望の内容等々も踏まえまして、一義的には厚生労働省ということになると思いますけれども、適宜連携を図りながら相談させていただければと思っております。

あと、船員手帳のカード化に際して、どれだけの情報が入るのかといった部分につきましては、現在、まさに先月開催させていただいた船員部会のほうで、大まかな方向性ということで方針を固めさせていただいているところがございますけれども、その具体的な中身としてどこまでできるのかといった部分についても今精査を進めているところがございますので、また改めて、状況が整理でき次第、ご報告させていただければと思っております。

基本的には、カードに書かない事項についてはQRコードをつけるという話をさせていただきましたけれども、そこからリンクした先でできる限り確認できるようにとか、ほかの書類で確認できる部分についてはそこを参照しながらとか、何らかの形で確認できるようにしていくということが基本的なスタンスでございますので、引き続き調整させていただければと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。やはり既存の船員手帳の機能と同様でない
と、データ化が全てそこに包含された船員証でないと、これは何もD X化につながって
いけないと思うんですけれども、これは船員証みたいな形のもの、船員手帳の形、船員手
帳ではないかもしれないですけれどもそういう紙媒体を使ったものと、それから船員証と、
2つできてくるというようなこともあり得るということですか。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員手帳そのものが2つできるということではないです
けれども、その情報の確認ですとかそういった部分について、船員カードのところにある
QRコードにするということが決まっているわけではないですけれども、一つの確認の方
法として、そのQRコードからスマートフォンだとかそういったものを使っていただいて、
そこからそのリンク先のところで、これまで船員手帳に書かれている情報というのをご自
身のスマートフォンとかで確認できるようになるといった形で、例えば今、運輸局のほう
に出頭してきていただいて、資格を持っているということを判こをついて確認させていた
だいたりとか、そういったことをしておりますけれども、そういった手続というのが、絶
対手帳に判子を押しななきゃいけないということにならないようにしていくと、そういった
趣旨で、今お伝えさせていただいたといったところでございます。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。今既存にある船員手帳の全ての機能を船員
証と言われるその船員カードに含まれるということによろしいんですか。

【野川部会長】 事務局。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員政策課の木坂です。

今この段階では、今まさにその仕様の検討をしているところでございますので、絶対に
こうなりますということをお約束するのはなかなか難しいところではあるんですけれども、
今船員の方が船員手帳を使って様々な手続だったり、その情報の確認というのに使われて
いるということは承知しておりますし、それこそP S Cとかそういったこともございます
ので、そういったところの中で、現状から不便になるということがないようにしていくと
いうのが基本的なスタンスだと思っていただければと思います。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 それでは、今既存にある船員手帳でカード化になっていったときに、
便利だからとか使い勝手がいいとか、D X化を図る段階において、現場で混乱するのがや

はり一番問題だと思っているので、船員手帳に替わる一つのものをつくるわけですから、船員手帳のデータが全て包含されるような体制づくりをきっちり対応いただけるまで、船員手帳のデータ化、カード化といいますか、そういったところはやはり慎重にやっていたきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【野川部会長】 よろしいですか。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご要望を踏まえて、しっかり検討させていただければと思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局よりお願いいたします。

【岩下船員政策課推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第162回船員部会を閉会いたします。

本日は、いつもより30分、こちらの都合で時間を早めていただきました。皆様にはご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席を賜り、ありがとうございました。それでは、終了いたします。

— 了 —